



# 学校環境衛生、薬物乱用 防止教育の現状と課題

初等中等教育局 健康教育・食育課

鈴木健康教育調査官



# 学校環境衛生、薬物乱用防止教育の 現状と課題

令和5年5月30日(火)  
文部科学省 初等中等教育局 健康教育・食育課  
健康教育調査官 鈴木貴晃



1. 法令に則した学校環境衛生活動の  
実施

2. 薬物乱用防止教育の推進

# 1. 法令に則した学校環境衛生活動の実施

## 2. 薬物乱用防止教育の推進

### 1. 法令に則した学校環境衛生活動の実施 学校環境衛生活動の実施目的

#### <目的>

- 学校における児童生徒等及び職員の健康の保持増進を図る
- 学校における子どもの適切な学習環境の確保を図る

# 1. 法令に則した学校環境衛生活動の実施

## 学校環境衛生における各主体の責務

| 主体     | 責務   |
|--------|--|
| 国      | ○財政措置その他必要な施策を講ずる（法第3条第1項）<br>○学校環境衛生基準を定める（法第6条第1項）   |
| 地方公共団体 | ○ <b>財政措置その他必要な施策を講ずる</b> （法第3条第1項）  |
| 学校の設置者 | ○ <b>学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努める</b> （法第4条）<br>○学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない（法第6条第2項）     |
| 学校※    | ○ <b>環境衛生検査に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない</b> （法第5条）<br>○ <b>環境衛生検査は、毎学年定期的に学校環境衛生基準に基づき行わなければならない</b> （施行規則第1条第1項） |
| 校長     | ○ <b>学校環境衛生基準に照らし、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認められた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該学校の設置者に対し、その旨を申し出る</b> （法第6条第3項）          |

※ すべて学校長その他の教職員のみ責任とするものではなく、当該学校の管理運営について責任を有する**設置者についても併せて果たすべき責務**を規定したものである（「学校保健法等の一部を改正する法律の公布について（通知）」（20文科第522号平成20年7月9日付け文部科学省スポーツ・青少年局長通知））

注）学校保健安全法を「法」、学校保健安全法施行規則を「施行規則」と省略記載

# 1. 法令に則した学校環境衛生活動の実施

## 国の責務（学校保健関係の地方交付税措置）

別紙 1

以下、普通交付税において措置されている。

### 1 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の報酬が措置されていること。

[道府県分]

(1) [高等学校費(生徒経費)]：非常勤校医等手当 74,191 千円

(2) [特別支援学校費(学級経費)]：学校医 62 名、学校薬剤師 14 名  
15,142 千円

[市町村分]

(1) [小学校費(学校経費)]：学校医 4 名、学校歯科医 1 名、  
学校薬剤師 1 名 1,018 千円

(2) [中学校費(学校経費)]：学校医 4 名、学校歯科医 1 名、  
学校薬剤師 1 名 992 千円

(3) [高等学校費(生徒経費)]：非常勤校医等手当 1,201 千円

### 3 学校環境衛生検査に係る委託に要する経費が措置されていること。

(1) 道府県分：[その他の教育費(保健体育費)] 10,278 千円

(2) 市町村分：[その他の教育費(保健体育費)] 5,219 千円

「令和4年度学校保健関係の地方交付税措置の主な内容について」（令和4年10月21日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）抜粋

# 1. 法令に則した学校環境衛生活動の実施

## 学校環境衛生基準の概要

### 第一 本基準の概要

#### 第1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準

- 1 教室等の環境（換気、保温、採光、照明、騒音等の環境をいう。）に係る学校環境衛生に関して、**検査項目及びその基準を定めたこと。**
- 2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、**検査項目ごとに測定方法及び検査回数を定めたこと。**

#### 第2 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準

- 1 **飲料水等の水質及び施設・設備に係る**学校環境衛生に関して、**検査項目及びその基準を定めたこと。**
- 2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、**検査項目ごとに測定方法及び検査回数を定めたこと。**

#### 第3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品に係る学校環境衛生基準

- 1 **学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品に係る**学校環境衛生に関して、**検査項目及びその基準を定めたこと。**
- 2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、**検査項目ごとに測定方法及び検査回数を定めたこと。**

#### 第4 水泳プールに係る学校環境衛生基準

- 1 **水泳プールに係る**学校環境衛生に関して、**検査項目及びその基準を定めたこと。**
- 2 1の学校環境衛生基準の達成状況を調査するため、**検査項目ごとに測定方法及び検査回数を定めたこと。**

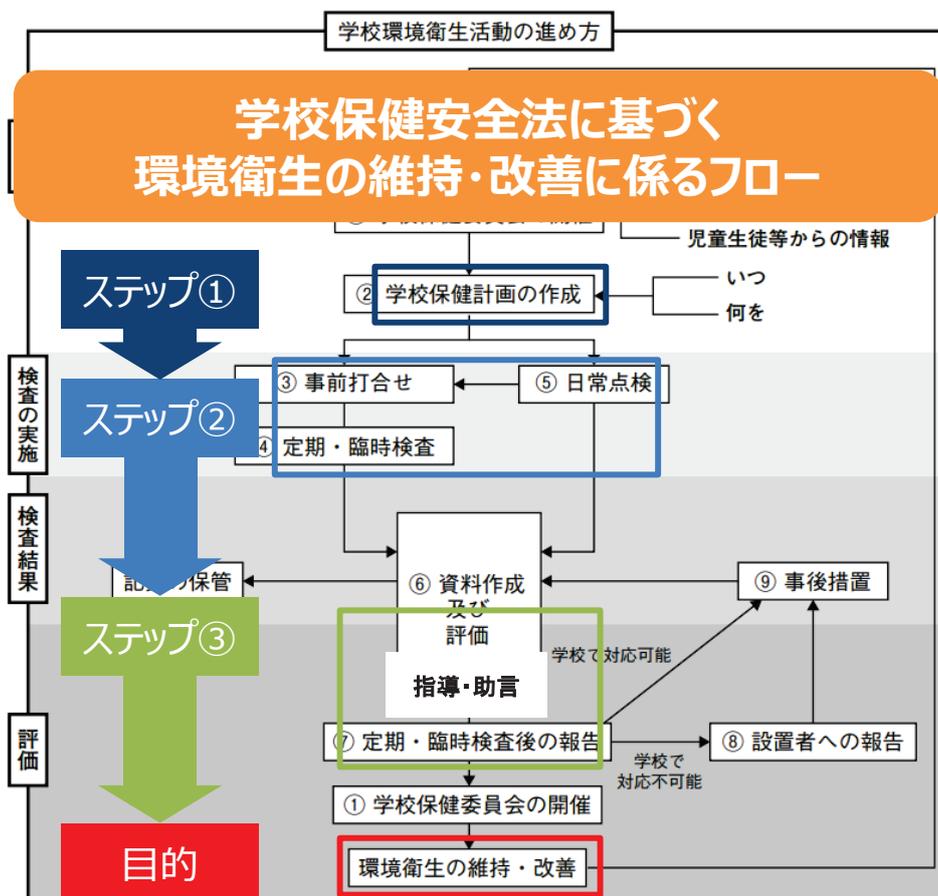
#### 第5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準

- 1 学校環境衛生の維持を図るため、第1から第4に掲げる検査項目の定期的な環境衛生検査等のほか、**毎授業日に点検を行う検査項目及びその基準を定めたこと。**
- 2 点検は、**官能法によるもののほか、第1から第4に掲げる検査方法に準じた方法で行うものとする**こと。

「学校環境衛生基準の施行について（通知）」（21文科ス第6013号平成21年4月1日付け文部科学省スポーツ・青少年局局長通知）抜粋

# 1. 法令に則した学校環境衛生活動の実施

## 環境衛生の維持・改善フロー



学校環境衛生管理マニュアル「学校環境衛生基準」の理論と実践[平成30年度改訂版]に一部加筆

# 1. 法令に則した学校環境衛生活動の実施

## 学校環境衛生管理マニュアル



・制作:平成30年6月  
・掲載URL:  
[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/detail/\\_icsFiles/afieldfile/2018/07/31/1292465\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2018/07/31/1292465_01.pdf)



### 第Ⅰ章 学校環境衛生活動

### 第Ⅱ章 学校環境衛生基準

- 第1 教室等の環境に係る学校環境衛生基準
- 第2 飲料水等の水質及び施設・設備に係る学校環境衛生基準
- 第3 学校の清潔、ネズミ、衛生害虫等及び教室等の備品の管理に係る学校環境衛生基準
- 第4 水泳プールに係る学校環境衛生基準
- 第5 日常における環境衛生に係る学校環境衛生基準
- 第6 雑則

### 第Ⅲ章 参考資料

# 1. 法令に則した学校環境衛生活動の実施

## 学校保健計画における環境衛生検査の位置付け状況及び環境衛生検査の実施状況

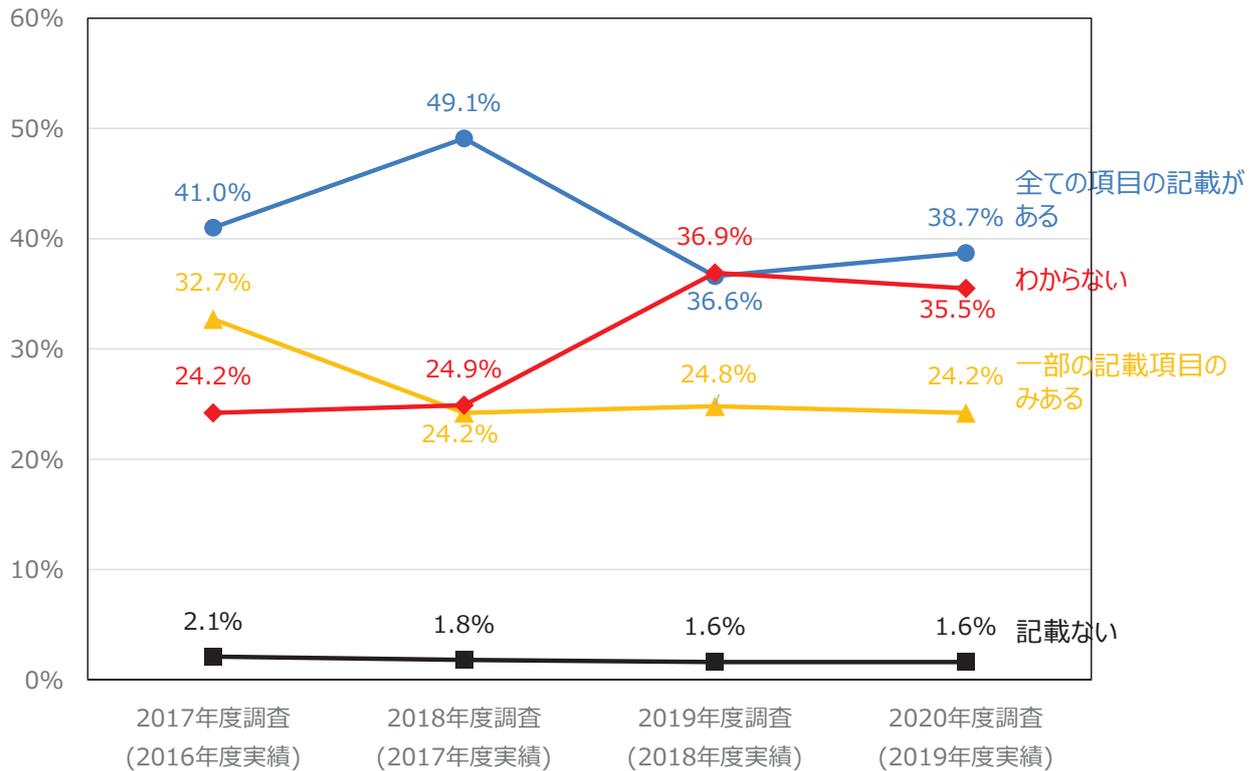
### <学校環境衛生活動の現状>

| 質問                           | 回答（全国） |
|------------------------------|--------|
| 学校保健計画において環境衛生検査の記載が全検査項目あった | 38.7%  |
| 環境衛生検査を全項目実施した               | 35.4%  |

(公社)日本薬剤師会 学校薬剤師部会, 2020年度全国学校保健調査集計結果報告  
[https://www.nichiyaku.or.jp/assets/uploads/activities/activity/2020\\_1-2.pdf](https://www.nichiyaku.or.jp/assets/uploads/activities/activity/2020_1-2.pdf)



# 1. 法令に則した学校環境衛生活動の実施 学校保健計画における環境衛生検査の位置付け状況の年次推移



(公社) 日本薬剤師会 学校薬剤師部会.  
全国学校保健調査集計結果報告

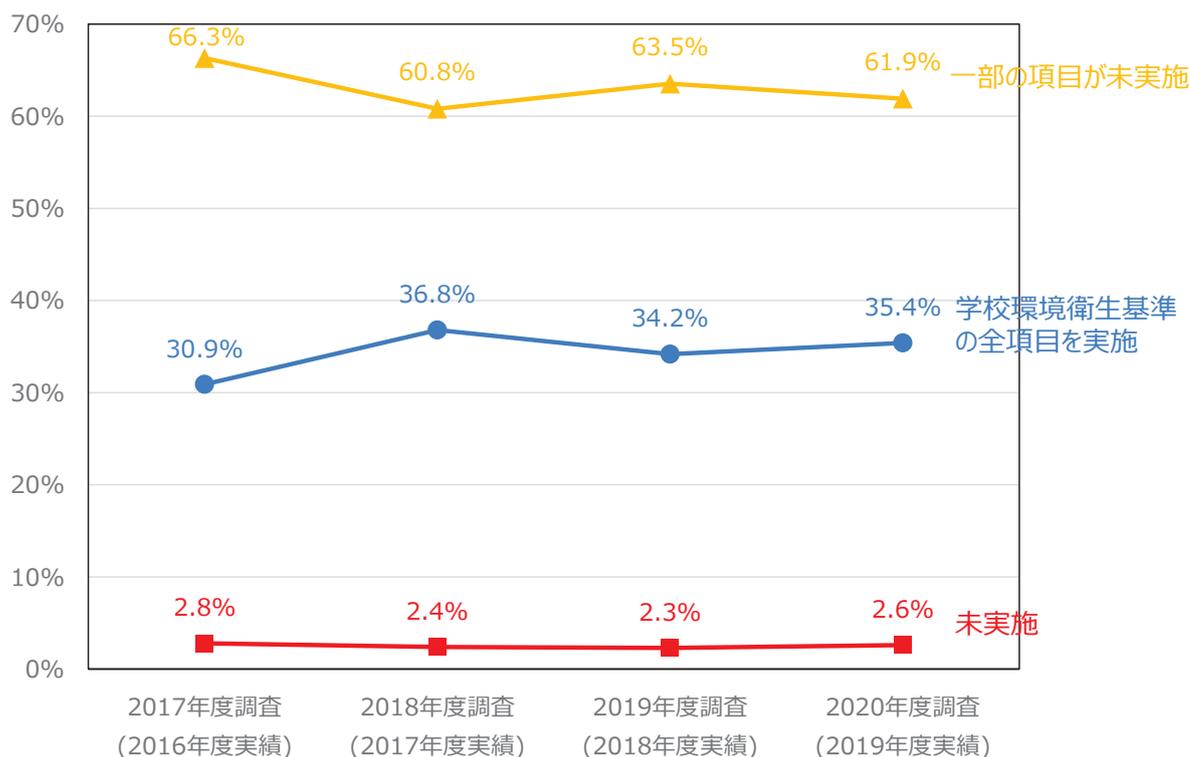
文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 1. 法令に則した学校環境衛生活動の実施 都道府県別の学校保健計画における環境衛生検査の位置付け状況

| 都道府県名 | 計画に全ての検査項目が記載 | 都道府県名 | 計画に全ての検査項目が記載 | 都道府県名 | 計画に全ての検査項目が記載 | 都道府県名 | 計画に全ての検査項目が記載 |
|-------|---------------|-------|---------------|-------|---------------|-------|---------------|
| 北海道   | 20.3          | 東京都   | 50.1          | 滋賀県   | 38.0          | 香川県   | 37.7          |
| 青森県   | 23.3          | 神奈川県  | 41.2          | 京都府   | 43.8          | 愛媛県   | 34.8          |
| 岩手県   | 44.3          | 新潟県   | 52.3          | 大阪府   | 35.8          | 高知県   | 15.6          |
| 宮城県   | 60.8          | 富山県   | 32.2          | 兵庫県   | 28.9          | 福岡県   | 19.7          |
| 秋田県   | 23.8          | 石川県   | 33.6          | 奈良県   | 35.9          | 佐賀県   | 35.6          |
| 山形県   | 28.5          | 福井県   | 35.5          | 和歌山県  | 18.6          | 長崎県   | 37.3          |
| 福島県   | 30.6          | 山梨県   | 39.1          | 鳥取県   | 26.4          | 熊本県   | 38.3          |
| 茨城県   | 45.5          | 長野県   | 38.9          | 島根県   | 15.7          | 大分県   | 27.3          |
| 栃木県   | 37.0          | 岐阜県   | 66.7          | 岡山県   | 18.5          | 宮崎県   | 16.4          |
| 群馬県   | 33.5          | 静岡県   | 37.8          | 広島県   | 29.6          | 鹿児島県  | 41.2          |
| 埼玉県   | 57.0          | 愛知県   | 63.3          | 山口県   | 45.3          | 沖縄県   | 26.2          |
| 千葉県   | 50.1          | 三重県   | 30.9          | 徳島県   | 46.6          |       |               |



# 1. 法令に則した学校環境衛生活動の実施 環境衛生検査の実施状況の年次推移



(公社) 日本薬剤師会 学校薬剤師部会.  
全国学校保健調査集計結果報告

文部科学省 MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 1. 法令に則した学校環境衛生活動の実施 都道府県別の環境衛生検査の実施状況

(%)

| 都道府県名 | 基準の全項目を実施 | 都道府県名 | 基準の全項目を実施 | 都道府県名 | 基準の全項目を実施 | 都道府県名 | 基準の全項目を実施 |
|-------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|
| 北海道   | 24.6      | 東京都   | 51.5      | 滋賀県   | 50.1      | 香川県   | 26.6      |
| 青森県   | 18.3      | 神奈川県  | 63.5      | 京都府   | 31.3      | 愛媛県   | 23.7      |
| 岩手県   | 29.2      | 新潟県   | 42.9      | 大阪府   | 36.4      | 高知県   | 31.3      |
| 宮城県   | 53.3      | 富山県   | 22.9      | 兵庫県   | 26.2      | 福岡県   | 24.3      |
| 秋田県   | 13.3      | 石川県   | 32.1      | 奈良県   | 57.3      | 佐賀県   | 17.1      |
| 山形県   | 23.3      | 福井県   | 43.7      | 和歌山県  | 10.1      | 長崎県   | 26.0      |
| 福島県   | 13.6      | 山梨県   | 29.4      | 鳥取県   | 11.2      | 熊本県   | 21.7      |
| 茨城県   | 42.0      | 長野県   | 54.5      | 島根県   | 8.3       | 大分県   | 48.9      |
| 栃木県   | 29.3      | 岐阜県   | 45.4      | 岡山県   | 11.6      | 宮崎県   | 10.2      |
| 群馬県   | 29.5      | 静岡県   | 33.4      | 広島県   | 16.4      | 鹿児島県  | 27.5      |
| 埼玉県   | 41.7      | 愛知県   | 68.4      | 山口県   | 33.8      | 沖縄県   | 20.4      |
| 千葉県   | 38.4      | 三重県   | 43.4      | 徳島県   | 46.8      |       |           |



# 1. 法令に則した学校環境衛生活動の実施

## 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の実施等に係る問題点

### <学校保健計画、環境衛生検査の問題点>

- 学校において、環境衛生検査について**全項目を位置付けた学校保健計画が策定されていない。**
- 学校において、**毎学年定期に学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査が実施できていない。**

●学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、**環境衛生検査**、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項**について計画を策定し、これを実施しなければならない。**

(学校保健安全法第5条)

●学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号。以下「法」という。）第五条の**環境衛生検査は**、他の法令に基づくもののほか、**毎学年定期に**、法第六条に規定する**学校環境衛生基準に基づき行わなければならない。**

(学校保健安全法施行規則第1条第1項)



# 1. 法令に則した学校環境衛生活動の実施

## 学校環境衛生基準に基づく環境衛生検査の全項目実施に向けた課題

### <環境衛生検査の全項目実施できなかった理由>

|                |       |
|----------------|-------|
| 「器具が足りない」      | 37.8% |
| 「予算が足りない」      | 17.2% |
| 「計画がなかった」      | 56.5% |
| 「時間の都合がつかなかった」 | 11.4% |
| 「その他」          | 14.6% |

※複数回答可

(公社)日本薬剤師会 学校薬剤師部会、2020年度全国学校保健調査集計結果報告  
[https://www.nichiyaku.or.jp/assets/uploads/activities/activity/2020\\_1-2.pdf](https://www.nichiyaku.or.jp/assets/uploads/activities/activity/2020_1-2.pdf)



# 1. 法令に則した学校環境衛生活動の実施

## 検査器具の整備、学校環境衛生検査委託費の措置

### 5 学校環境衛生活動に係る留意事項

(1) 学校の責務について  
(略)

#### (2) 学校の設置者の責務について

学校の設置者においては、学校環境衛生活動が適切に実施されるよう、**法第4条の規定に基づき**、当該学校の施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実その他の必要な措置を講ずるよう努められたいこと。

なお、「施設及び設備並びに管理運営体制の整備充実」については、例えば、**検査器具など物的条件の整備、学校環境衛生検査委託費の財政措置等**が考えられること。

また、学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があり、改善措置が必要な場合において、校長より法第6条第3項の申出を受けた場合は、法第6条第2項を踏まえて適切な対応をとるよう努められたいこと。

「学校環境衛生基準の一部改正について（通知）」（4文科初第424号令和4年5月9日付け文部科学省初等中等教育局長事務代理文部科学審議官通知）抜粋

# 1. 法令に則した学校環境衛生活動の実施

## 保健室の備品等（環境衛生用）

### 4 保健室について

(1) ~ (2) (略)

(3) **保健室には、最低限、別紙の備品を備えることが適当であるが、その品目、数量等については、学校の種別、規模等に応じて適宜措置するものとし、例えば、学校環境衛生検査に使用する機器等で、年間の使用頻度が数回程度のものについては、数校の兼用として差し支えないものであること。**

| 別紙 | 区分    | 品名         |
|----|-------|------------|
|    | 環境衛生用 | 温湿度計       |
|    |       | 風速計        |
|    |       | WBGT計      |
|    |       | 照度計        |
|    |       | ガス採取器セット   |
|    |       | 塵埃計        |
|    |       | 騒音計        |
|    |       | 黒板検査用色票    |
|    |       | 水質検査用器具    |
|    |       | プール用水温計    |
|    |       | プール水質検査用器具 |
|    |       | ダニ検査キット    |

「保健室の備品等について（通知）」（2文科初第1633号令和3年2月3日付け文部科学省初等中等教育局長通知）抜粋

# 1. 法令に則した学校環境衛生活動の実施

## 学校環境衛生において都道府県教育委員会に求められる取組等

### 1 所管する学校への対応

- 都道府県立学校の環境衛生に係る備品の適切な整備、検査委託費の確保  
(学校保健安全法第3条第1項、第4条、地方教育行政法第21条第7号)
- 都道府県立学校の適切な環境衛生の維持・管理  
(学校保健安全法第6条第2項、地方教育行政法第21条第10号)

### 2 技術的な助言

- 市町村に対して、市町村立学校の環境衛生に係る備品の適切な整備、検査委託費の確保、適切な環境衛生の維持・管理等について技術的な助言等  
(地方自治法第245条の4第1項、地方教育行政法第48条第1項)

# 1. 法令に則した学校環境衛生活動の実施

## 環境衛生検査に係る予算要求 例

- 予算要求のスキーム
  1. 検査方法の確認
    - ・検査機器の使用、検査委託の別
  2. 既存の検査機器の把握
    - ・検査機器の全整備数
    - ・検査機器の地域ごとの整備数
    - ・検査機器の保管場所
    - ・検査機器の使用開始年
    - ・検査機器の耐用年数
  3. 検査機器購入の要否確認
    - ・検査機器の購入数の確認
    - ・備品購入費、消耗品費での購入の別
    - ・予算要求額の確認
    - ・一括購入、複数年購入の検討
  4. 予算要求する所属の確認
    - ・検査機器購入費、検査委託費の予算要求をする所属の確認
  5. 予算要求資料の作成

# 1. 法令に則した学校環境衛生活動の実施 環境衛生検査に係る予算要求 例

## 予算要求資料

平成26年度当初予算 支出科目 款：教育費 項：保健体育費 目：学校健康教育費

### 事業名 **新** 学校環境衛生設備整備費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

教育委員会 スポーツ健康課 学校保健給食係 電話番号：058-272-1111 (内 3593)  
E-mail: c17769@pref.gifu.lg.jp

(平成26年4月1日以降のこの事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

教育委員会 体育健康課 学校保健係 電話番号：058-272-1111 (内 3593)  
E-mail: c17769@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 1,250千円 (前年度予算額： 0千円)

#### <財源内訳>

| 区分  | 事業費   | 財 源 内 訳 |        |        |      |     |     |    | 一般財源  |
|-----|-------|---------|--------|--------|------|-----|-----|----|-------|
|     |       | 国庫支出金   | 分担金負担金 | 使用料手数料 | 財産収入 | 寄附金 | その他 | 県債 |       |
| 前年度 | 0     | 0       | 0      | 0      | 0    | 0   | 0   | 0  | 0     |
| 要求額 | 1,250 | 0       | 0      | 0      | 0    | 0   | 0   | 0  | 1,250 |
| 決定額 | 1,900 | 0       | 0      | 0      | 0    | 0   | 0   | 0  | 1,900 |

#### 2 要求内容

##### (1) 要求の趣旨(現状と課題)

既存の検査機器は購入年度が平成6年度と古い。

耐用年数を大幅に過ぎているため、学校環境衛生基準に基づく検査結果の数値を正確に把握できないおそれがある。

##### (2) 事業内容

適切に校正された検査器具を、2年間で県内5圏域の拠点校に各1台を配備し、学校間で兼用して学校環境衛生検査を行い、児童生徒が健康で安全な学校施設で学習等できるようにする。

あわせて教職員に対し検査機器の操作指導や研修を行い、学校環境衛生定期検査を円滑実施する。

##### (3) 県負担・補助率の考え方

県立学校の環境衛生検査を行うために機器購入の費用を県が負担するのは妥当。

##### (4) 類似事業の有無

無

#### 3 事業費の積算内訳

| 事業内容  | 金額    | 事業内容の詳細                     |
|-------|-------|-----------------------------|
| 機器購入費 | 1,250 | 岐阜、関、東濃圏域のアスマン通風乾湿計等検査機器の購入 |
| 合計    | 1,250 |                             |

#### 決定額の考え方

単年度で各5圏域の検査機を更新することとし、所要額を計上します。

#### 4 参考事項

##### (1) 各種計画での位置づけ

学校保健安全法第6条第1項の学校環境衛生基準に基づく。

学校が立案する学校保健安全計画において、学校環境衛生基準に示された学校環境衛生定期検査項目を位置付けている。

##### (2) 後年度の財政負担

2年目(27年度)に設置する圏域(西濃、飛騨)の検査機器購入費

岐阜県公式ホームページより

又 科学子目 SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 1. 法令に則した学校環境衛生活動の実施 環境衛生検査の学校保健計画への位置づけの確認 例①

## 令和〇年度 学校保健年間計画例(小学校)

| 月      | 保健目標                      | 学校保健関連行事                                     | 保 健 管 理   |  |
|--------|---------------------------|--|---|--|
|        |                           |  | 対 人 管 理   | 対 物 管 理  |
| 4      | 自分の体の発育状態や健康状態について知ろう     | ・定期健康診断<br>・大掃除                              | ・保健調査<br>・健康観察の確認と実施・健康相談<br>・健康診断の計画と実施と事後措置(身体測定・内科検診、歯科検診、視力検査、聴力検査等)<br>・結核健診、運動器検診の問診<br>・有所見者の生活指導<br>・手洗いの励行 | ・清掃計画配布<br>・大掃除<br>・飲料水等の水質及び施設・設備の検査<br>・雑用水の水質及び施設・設備の検査<br>・ <del>机、いすの高さ</del> 黒板面の色彩の検査                           |
| 5      | 運動会を元気に迎えよう               | ・定期健康診断<br>・運動会<br>・新体力テスト<br>・避難訓練          | ・健康観察の実施(強化)・健康相談<br>・健康診断の実施と事後措置(結核検診、耳鼻科検診、眼科検診、尿検査等)<br>・有所見者の生活指導<br>・運動会前の健康調査と健康管理                           | ・照度・まぶしさ、騒音レベルの検査<br>・運動場の整備   |
| 6      | 歯を大切にしよう<br>梅雨時の健康に気をつけよう | ・第1回学校保健委員会<br>・歯と口の健康週間<br>・プール開き<br>・心肺蘇生法 | ・健康観察の実施・健康相談<br>・歯と口の健康の取組<br>・水泳時の救急体制と健康管理<br>・食中毒・感染症予防<br>・熱中症予防   | ・水泳プールの水質及び施設・設備の衛生状態の検査   |
| 7      | 夏を元気に過ごそう                 | ・個人懇談<br>・大掃除                                | ・健康観察の実施・健康相談<br>・水泳時の救急体制と健康管理<br>・夏休みの健康生活指導と健康管理   | ・換気、温度、相対湿度、浮遊粉じん、気流、一酸化炭素及び二酸化窒素の検査<br>・ネズミ、衛生害虫等の検査<br>・水泳プールの水質検査<br>・揮発性有機化合物の検査<br>・ダニ又はダニアレルゲンの検査<br>・清掃用具の点検・整備 |
| 8<br>9 | 生活リズムを整えよう                | ・身長・体重測定<br>・プール納め<br>・避難訓練<br>・修学旅行6年       | ・健康観察の実施(強化)・健康相談<br>・夏休みの健康調査<br>・疾病治療状況の把握<br>・修学旅行前の健康調査と健康管理<br>・手洗いの励行   | ・日常点検の励行   |

保健主事のための実務ハンドブック-令和2年度改訂-付録(公益財団法人日本学校保健会)に一部加筆

# 1. 法令に則した学校環境衛生活動の実施 環境衛生検査の学校保健計画への位置づけの確認 例①

|    |                    |  |   |   |
|----|--------------------|--|---|---|
| 10 | 目を大切にしよう           | ・目の愛護デー<br>・視力検査<br>・就学時の健康診断<br>・宿泊学習5年 | ・健康観察の実施・健康相談<br>・目の健康について<br>・正しい姿勢について<br>・就学時の健康診断の協力<br>・宿泊前の健康調査と健康管理      | ・照度、まぶしさ、騒音レベルの検査<br>・雑用水の水質及び施設・設備の検査  |
| 11 | 寒さに負けない体をつくろう      | ・第2回学校保健委員会<br>・いい菌の日                    | ・健康観察の実施・健康相談<br>・屋外運動の奨励と運動後の汗の始末<br>・かぜやインフルエンザの予防<br>・菌と口の健康の取組              |   |
| 12 | 室内の換気に注意しよう        | ・健康相談<br>・個人懇談<br>・大掃除                   | ・健康観察の実施・健康相談<br>・かぜの罹患状況把握<br>・室内の換気及び手洗いの励行<br>・冬休みの健康生活指導と健康管理               | ・大掃除の実施の検査  |
| 1  | 外で元気に遊ぼう           | ・身長・体重測定<br>・避難訓練                        | ・健康観察の実施(強化)・健康相談<br>・冬休みの健康調査<br>・屋外運動の奨励と運動後の汗の始末<br>・かぜの罹患状況把握<br>・疾病治療状況の把握 | ・日常点検の励行<br>・換気、温度、相対湿度、浮遊粉じん、気流、一酸化炭素及び二酸化窒素の検査<br>・雨水の排水溝等、排水の施設・設備の検査<br>・ストーブ管理 |
| 2  | かぜをひかないように健康管理をしよう | ・第3回学校保健委員会<br>・新入生説明会、一日入学              | ・健康観察の実施・健康相談<br>・屋外運動の奨励<br>・かぜの罹患状況把握<br>・室内の換気及び手洗いの励行                       | ・ストーブ管理   |
| 3  | 健康生活の反省をしよう        | ・耳の日<br>・大掃除                             | ・健康観察の実施<br>・一年間の健康生活の反省<br>・春休みの健康生活指導と健康管理<br>・新年度の計画                         | ・保健室の整備<br>・大掃除<br>・学校環境衛生検査結果等のまとめと次年度への課題整理<br>・清掃用具の点検・整備                        |

保健主事のための実務ハンドブック-令和2年度改訂-付録(公益財団法人日本学校保健会)に一部加筆

# 1. 法令に則した学校環境衛生活動の実施 環境衛生検査の学校保健計画への位置づけの確認 例②

| 1 定期検査                                   |                  |           |       |
|--|------------------|-----------|-------|
| (1)学校保健計画において学校環境衛生定期検査が位置付けられているか。 適・不適 |                  |           |       |
| 大項目                                      | 項目               | 法定回数      | 検査計画月 |
| 換気及び保温等                                  | 換気               | 2回        |       |
|  | 温度               | 2回        |       |
|  | 相対湿度             | 2回        |       |
|  | 浮遊粉じん            | 原則、2回(※1) |       |
|  | 気流               | 原則、2回(※1) |       |
|  | 一酸化炭素            | 原則、2回(※2) |       |
|  | 二酸化窒素            | 原則、2回(※2) |       |
|  | 揮発性有機化合物         | 原則、1回(※3) |       |
| 採光及び照明                                   | ダニ又はダニアレルゲン      | 1回(※4)    |       |
|  | 照度               | 2回        |       |
| 騒音                                       | まぶしさ             | 2回        |       |
|  | 騒音レベル            | 原則、2回     |       |
| 水質(飲料水等)                                 | 水質(飲料水等)         | (※5)      |       |
|  | 施設・設備(飲料水等)      | (※6)      |       |
| 学校の清潔                                    | 大掃除              | 3回        |       |
|  | 雨水の排水溝等          | 1回        |       |
|  | 排水の施設・設備         | 1回        |       |
| ネズミ、衛生害虫等                                | ネズミ、衛生害虫等        | 1回        |       |
| 教室等の備品の管理                                | 黒板面の色彩           | 1回        |       |
| 水質(プール水)                                 | 水質(プール水)         | (※7、8)    |       |
| 施設・設備の衛生状態(プール水)                         | 施設・設備の衛生状態(プール水) | 1回        |       |
| (2)学校環境衛生定期検査を実施しているか。 適・不適              |                  |           |       |
| 大項目                                      | 項目               | 法定回数      | 実施回数  |
|  | 換気               | 2回        |       |

| 2 日常点検  |            |      |      |
|---|------------|------|------|
| 1)学校保健計画において学校環境衛生日常点検が位置付けられているか。 適・不適   |            |      |      |
| 2)学校環境衛生日常点検を実施しているか。 適・不適  |            |      |      |
| 大項目   | 項目         | 法定回数 | 実施状況 |
| 教室等の環境  | 換気         | 毎授業日 |      |
|   | 温度         |      |      |
|   | 明るさとまぶしさ   |      |      |
| 水質及び施設・設備(飲料水等)   | 騒音         | 毎授業日 |      |
|   | 飲料水の水質     |      |      |
|   | 雑用水の水質     |      |      |
| 学校の清潔及びネズミ、衛生害虫等  | 飲料水等の施設・設備 | 毎授業日 |      |
|   | 学校の清潔      |      |      |
|   | ネズミ、衛生害虫等  |      |      |
| 水泳プールの管理  | プール水       | 毎授業日 |      |
|   | 附属施設・設備等   |      |      |
| 3)学校環境衛生日常点検結果を3年間保存しているか。 適・不適   |            |      |      |
| 3 臨時検査  |            |      |      |
| 臨時検査を実施したか。 有・無   |            |      |      |
| (実施した場合は、検査項目)  |            |      |      |
| 4 図面等   |            |      |      |
| 検査に必要な施設・設備等の図面等が保存されているか。 有・無  |            |      |      |
| ※1) 冷暖房機や空調と設備を使用している場合<br>※2) 燃焼器具を使用していない場合は省略できる<br>※3) 温度が高い時期<br>※4) 温度及び湿度が高い時期<br>※5) 水道水を水源とする飲料水(専用水道を除く)は1回、専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水は水道法施行規則に規定する回数、専用水道(水道水を水源とする場合を除く)及び専用水道に該当しない井戸水等を水源とする飲料水の原水は1回、雑用水は2回<br>※6) 飲料水(水道水)は1回、飲料水(井戸水)は2回、雑用水は原則2回<br>※7) 総トリハロメタンは使用中に1回、循環ろ過装置の処理水は1回、その他は使用日の積算が30日以内ごとに1回<br>※8) 総トリハロメタンの検査は、プール水を1週間に1回以上全換水する場合は、検査を省略することができる。 |            |      |      |
| 確認者所属   |            |      |      |
| 確認者氏名   |            |      |      |

# 1. 法令に則した学校環境衛生活動の実施 環境衛生検査の学校保健計画への位置づけの確認 例③

<参考1-4>

学校環境衛生活動の一年間（例）

| 月   | 活動内容（主に定期検査）  |
|-----|---|
| 4月  | ・学校保健計画の確認及び修正<br>・黒板面の色彩の検査  |
| 5月  | ・照度、まぶしさ、騒音レベルの検査   |
| 6月  | ・飲料水等の水質及び施設・設備の検査<br>・水泳プールの水質及び施設・設備の衛生状態の検査<br>・雑用水の水質及び施設・設備の検査<br>・一酸化炭素及び二酸化窒素の検査 |
| 7月  | ・換気、温度、相対湿度、浮遊粉じん及び気流の検査<br>・ネズミ、衛生害虫等の検査   |
| 8月  | ・水泳プールの水質の検査  |
| 9月  | ・大掃除の実施の検査<br>・揮発性有機化合物の検査<br>・ダニ又はダニアレルゲンの検査   |
| 10月 | ・照度、まぶしさ、騒音レベルの検査   |
| 11月 | ・雑用水の水質及び施設・設備の検査   |
| 12月 | ・大掃除の実施の検査  |
| 1月  | ・換気、温度、相対湿度、浮遊粉じん、気流、一酸化炭素及び二酸化窒素の検査<br>・大掃除の実施の検査                                      |
| 2月  | ・雨水の排水溝等、排水の施設・設備の検査  |
| 3月  | ・学校保健委員会（定期検査の報告及び評価）<br>・学校保健計画案の作成（学校環境衛生活動に関する計画立案）                                  |

文部科学省，学校環境衛生管理マニュアル「学校環境衛生基準」の理論と実践[平成30年度改訂版]

# 1. 法令に則した学校環境衛生活動の実施 5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策（換気）

## 1. 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

- **新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後においても、**
  - ・ 家庭との連携による児童生徒の健康状態の把握
  - ・ **適切な換気の確保**
  - ・ 手洗い等の手指衛生や咳エチケットの指導

といった対策を講じることが、引き続き重要である一方で、感染状況が落ち着いている平時においては、これ以外に特段の感染症対策を講じる必要はないこと

これまでもお示ししているとおり、学校教育活動においては、マスクの着用を求めないことが基本となること、また、学校給食の場面においては、「黙食」は必要ないこと

- 地域や学校において感染が流行している場合などには、活動場面に応じて、
  - ・ 「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること
  - ・ 児童生徒間に触れ合わない程度の身体的距離を確保すること
 等の措置を一時的に講じることが考えられること

「5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）」（5文科初第347号令和5年4月28日付け文部科学省初等中等教育局長通知）抜粋

# 1. 法令に則した学校環境衛生活動の実施

## 5 類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策（換気）

### 第1章 学校における新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

感染状況が落ち着いている平時においても、幼児児童生徒（以下「児童生徒等」という。）の健康観察や換気の確保、手洗い等の手指衛生の指導等を行いつつ、地域や学校において感染が流行している場合などには、必要に応じて、活動場面に応じた感染症対策を一時的に検討するなど、学習内容や活動内容を工夫しながら、授業や部活動、各種行事等の学校教育活動を継続し、児童生徒等の学びを保障していくことが必要です。

#### 1. 設置者及び学校の役割

##### (1) 教育委員会等の役割

域内の学校における感染拡大を防止し、感染者が確認された場合に適切に対処できるよう、以下の役割を担います。

- ① 衛生主管部局と連携し、地域の感染状況について情報収集を行い、その状況を踏まえて、臨時休業の必要性等について判断する。
- ② 各学校の対応状況の把握や必要な物品の調達等、衛生環境の整備や指導を行う。
- ③ 医師会・歯科医師会・薬剤師会等との連携・協力を行うとともに、設置者として保護者や地域への連絡や情報発信等を行う。

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2023.5.8～)抜粋

# 1. 法令に則した学校環境衛生活動の実施

## 5 類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策（換気）

### 第2章 平時から求められる感染症対策について

#### 3. 換気の確保

新型コロナウイルス感染症の感染経路は、接触感染のほか、せき、くしゃみ、会話等のときに排出される飛沫やエアロゾルの吸入等とされており、換気の確保は、引き続き、有効な感染症対策となります。

このため、換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行うようにします。授業中は必ずしも窓を広く開ける必要はありませんが、気候、天候や教室の配置などにより換気の程度が異なることから、必要に応じて換気方法について学校薬剤師等と相談してください。

##### ⑥換気設備等の活用と留意点

換気扇等の換気設備がある場合には、常時運転します。

他方で、換気設備の換気能力を確認することも必要です。換気設備だけでは人数に必要な換気能力には足りず、窓開け等による自然換気との併用が必要な場合が多いことに留意が必要です。なお、換気扇のファン等が汚れていると効率的な換気が行えないことから、清掃を行うようにしてください。

また、十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやHEPAフィルタ付き空気清浄機等の導入など、換気のための補完的な措置を講じ、可能な限り十分な換気を確保することが重要となります。

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル(2023.5.8～)抜粋

# 1. 法令に則した学校環境衛生活動の実施

## 新型コロナウイルス感染症対策（換気）に関する各学校の対応状況の把握等 例

- 学校保健特別対策事業費補助金における換気設備購入状況を把握する
- 環境衛生検査の実施回数、検査結果の適合状況、日常点検の実施状況等を把握するための調査を実施する
- 各学校の換気に係る定期の環境衛生検査を教育委員会で一括で委託し、委託先から検査結果の報告を受ける



必要に応じて、学校に対して指導

# 1. 法令に則した学校環境衛生活動の実施

## いわゆる「化学物質過敏症」への対応等



掲載URL:  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/hoken/1315519.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1315519.htm)



【資料P16.20抜粋】

### 1 「シックハウス症候群」の早期発見及び対応のための方策

#### (1) 組織体制の整備

「シックハウス症候群」の早期発見及び対応には、学校における全ての職員が「シックハウス症候群」の典型的な症状等を認識していることが望まれます。そのためには、校長の下、保健主事及び養護教諭等が推進者となって校内研修を計画することが有効であると考えられます。校内研修では、学校薬剤師・学校医等の専門家による学校における環境衛生の管理や「シックハウス症候群」及びいわゆる「化学物質過敏症」についての指導を受けることが効果的です。また、「シックハウス症候群」が疑われる事例が発生した場合を想定して校内体制を確立したり、緊急時の対応の確認をしたりすることは、学校における危機管理体制の確立とその活動の徹底を図るよい機会にもなります。

教育委員会等は、「シックハウス症候群」やいわゆる「化学物質過敏症」等に関する情報の収集を行い、研修等を通じ、所管の学校への情報提供が求められます。また、教育委員会等は、学校が「シックハウス症候群」に関する諸問題に的確に対応できるように、保健所等の化学物質と健康に関する専門知識や技術を持つ関係団体や機関から助言・協力を得られる体制作りが必要です。

### 第4章 いわゆる「化学物質過敏症」を有する児童生徒等に対する個別対応の基本的な考え方

極微量の化学物質に反応するいわゆる「化学物質過敏症」を有する児童生徒等の学習環境を確保するためには、その重症度によっては児童生徒等及びその保護者や担任教員等の個人レベルでは対応に困難な場合があり、学校全体や教育委員会等の組織だった連携が必要になることもあります。

したがって、いわゆる「化学物質過敏症」の児童生徒等の個別対応については、専門医の診断や意見等を参考に学校及び教育委員会等と保護者がよく協議し、配慮すべき事項を明確にすることが大切です。学校及び教育委員会等においては、重症度等を考慮した基本的な個別対応策を立案しておくことが望まれます。

#### 目次

|  |    |
|--|----|
| 第1章 「シックハウス症候群」及びいわゆる「化学物質過敏症」について         | 1  |
| 1 「シックハウス症候群」について                          | 1  |
| 2 いわゆる「化学物質過敏症」について                        | 1  |
| 3 本資料における用語の使い方                            | 2  |
| 第2章 「シックハウス症候群」に対する予防対策の考え方                | 3  |
| 1 文部科学省のこれまでの対応                            | 3  |
| 2 「学校環境衛生基準」について                           | 7  |
| 3 学校施設整備上の留意事項                             | 11 |
| 4 日常の留意点                                   | 14 |
| 第3章 「シックハウス症候群」が発生した場合の対応                  | 16 |
| 1 「シックハウス症候群」の早期発見及び対応のための方策               | 16 |
| 2 「シックハウス症候群」の発生後の対応                       | 17 |
| 第4章 いわゆる「化学物質過敏症」を有する児童生徒等に対する個別対応の基本的な考え方 | 20 |
| 1 文部科学省のこれまでの対応                            | 20 |
| 2 いわゆる「化学物質過敏症」とみられる児童生徒等への対応              | 21 |

# 1. 法令に則した学校環境衛生活動の実施 いわゆる「香害」への対応

事務連絡  
令和3年8月6日



各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課  
各都道府県私立学校主管部課  
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課 御中  
構造改革特別区域法第12条第1項の  
認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

香りの配慮に関する啓発資料の活用について（依頼）

近年、柔軟剤などの香りにより体調不良を訴えるといった相談が増加していることなどを踏まえ、関係省庁が連携し、別添のとおりポスターを作成しましたので適宜掲示するなど活用をお願いいたします。

学校において児童生徒等が健康で快適に活動できる学習環境を確保するために、柔軟剤などの使用にあたっては使用量の目安などを参考に周囲の方への配慮を心がけていただくことが重要です。

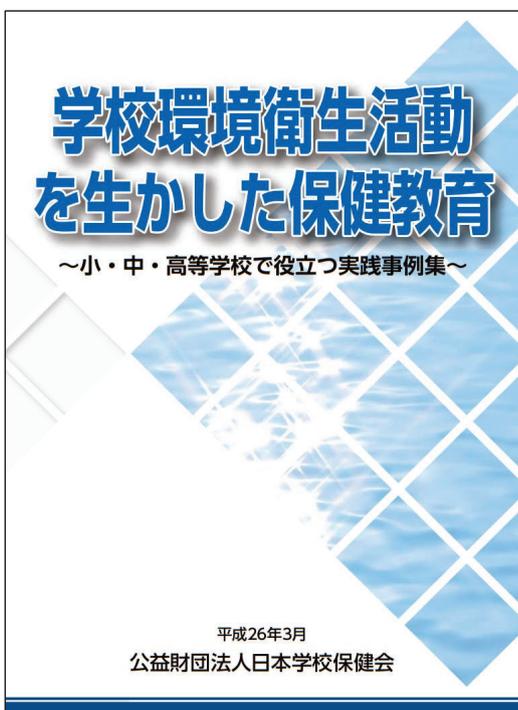
都道府県・指定都市教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じて、その設置する学校に対して、国公立大学法人におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、本件について周知されるようお願いいたします。

掲載URL:

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_safety/release/assets/consumer\\_safety\\_cms205\\_210804\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/assets/consumer_safety_cms205_210804_01.pdf)



# 1. 法令に則した学校環境衛生活動の実施 学校環境衛生活動を生かした保健教育



学校において実際に行われている「保健管理」の視点を体育・保健体育科の授業を中心とした「保健教育」に生かすことで、児童生徒のみならず教職員が学校環境衛生に関心を持ち、学校環境衛生活動が推進されることを期待して作成

掲載URL:

<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/157>



# 1. 法令に則した学校環境衛生活動の実施

## 学校における水泳プールの保健衛生管理



掲載URL:

[https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook\\_H290010/index\\_h5.html#%E8%A1%A8%E7%B4%99](https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_H290010/index_h5.html#%E8%A1%A8%E7%B4%99)



第1章 学校における水泳プールの保健衛生管理の必要性

第2章 水泳のための健康管理

第3章 水泳プールに関連する疾病

第4章 水泳プールの水質管理

第5章 水泳プールの施設・設備と管理



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION, CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

# 1. 法令に則した学校環境衛生活動の実施

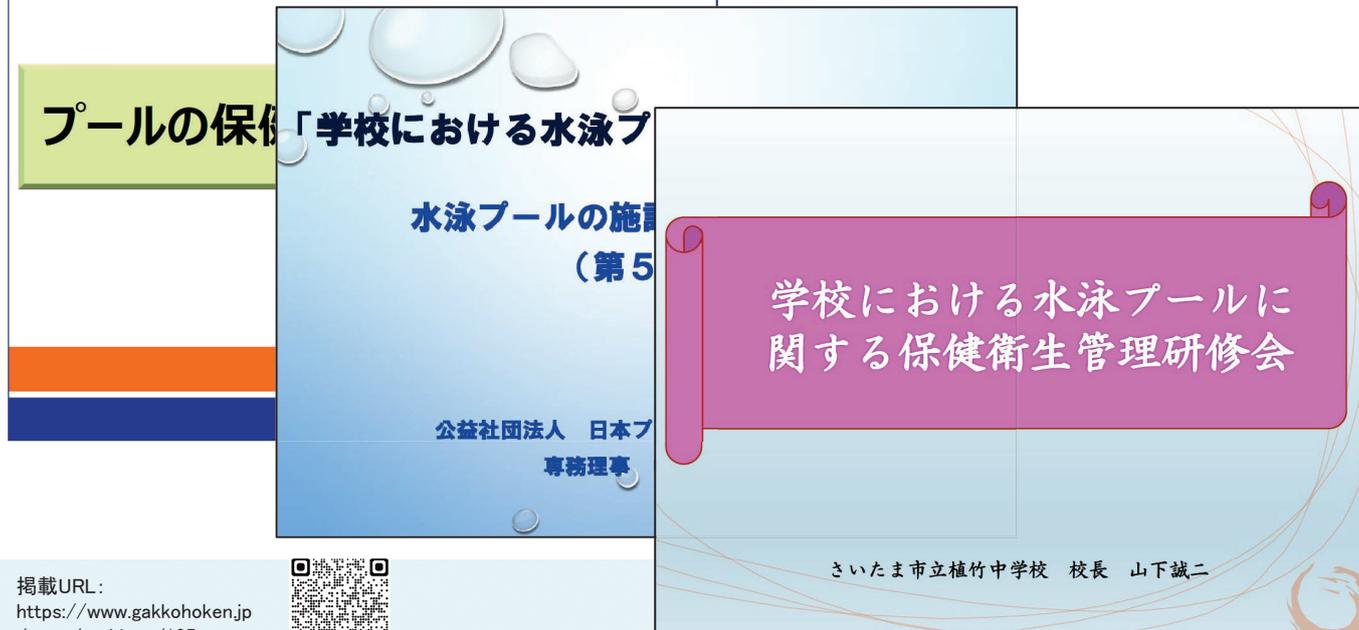
## 学校における水泳プールの保健衛生管理

講習会名：令和5年度「学校における水泳プールの保健衛生管理」研修会

主催：公益財団法人日本学校保健会

開催方法：オンデマンド配信

配信期間：令和5年5月22日（月）～8月31日（木）



掲載URL:

<https://www.gakkohoken.jp/news/archives/125>

